

# 幕別町の ここが聞きたい!!

## 一般質問

7人の議員が一般質問

一般質問とは、本会議で議員が行う町政全般に関する質問で、事務の執行状況、町政の方針等について報告や説明を求めたり、政策提案をしたりすることをいいます。  
幕別町議会では質問者1人につき答弁を含め60分の制限時間を設けています。  
紙面の都合により、内容を要約してお知らせします。

ページ	質問議員	質問項目
9	谷口 和弥 議員	① 合併から20年目を迎えた新「幕別町」の更なる発展に向けて ② 移住促進の取組の強化を
10	野原 恵子 議員	① 国民健康保険の都道府県単位化による課題解決を ② マイナ保険証の発行による不安解消を
11	岡本眞利子 議員	① 子育て支援の充実を
12	酒井はやみ 議員	① 義務教育学校開校に向けた取組について ② 不登校の子どもに寄り添った支援を
13	塚本 逸彦 議員	① 公共施設への太陽光発電設備の導入に向けて適切な運用を ② 太陽光発電設備に関する自治体独自の条例制定を
14	中橋 友子 議員	① 実質賃金マイナスと物価高騰の影響について ② 被爆80年、幕別町平和非核宣言40年、町民と共に平和事業の推進を ③ 核のゴミの最終処分場について
15	荒 貴賀 議員	① 上下水道施設の適切な維持管理について ② スフィア基準に基づく避難所の運営について

※この内容は、一般質問通告書に記載された質問項目です。



谷口 和弥 議員  
(5期の会)

**問** 平成18年2月6日、忠類村が幕別町に編入合併する形で新「幕別町」が誕生した。

令和7年は新「幕別町」が誕生して20年目の年、来年2月には新「幕別町」が誕生して丸20年の節目を迎える。新「幕別町」が自治体の責務を更に強固に発揮していくことは、引き続き課題となるであろう。

ついては、以下の点を伺う。

- (1) 「新町まちづくり計画」(以下、「本計画」という。)では、新町の将来像を「人と大地が躍動しみんなで築く ふれあいの郷土」と設定している。現時点で新幕別町の将来像に対する到達点をどのように考えているか。
- (2) 「本計画」の期間は、令和7年度とされている。今後の新町に関わる計画の策定予定は。
- (3) 新「幕別町」の誕生の20周年記念事業の計画はあるか。また、同10周年記念事業として定めた「シンボルマーク」、「当地ナンバプレート」、「町の花・木・鳥」

**問** 合併から20年目を迎えた新「幕別町」の更なる発展に向けて

**答** 「この町に暮らしてよかった」と思ってもらえるまちづくりを進めていく

の浸透状況は。  
(4) 新「幕別町史」の編纂を開始すべきと考えるがどうか。

**町長**

新町のまちづくりを共に進めてきた両地域の住民の方々への感謝とともに、これから先も「この町に暮らしてよかった」と思ってもらえるまちづくりを進めていかなければならないものと、改めて意を強くしている。

(1) (2) 合併時の「本計画」で描いたまちの将来像は、現在においても「第6期幕別町総合計画」の中で、さらには、この先将来においても普遍的に生き続けていくものと認



合併10周年記念事業で作成した「シンボルマーク」



町の花「しばざくら」



町の鳥「おおはくちょう」



町の木「かしわ」

識している。「本計画」に基づく国の財政的な支援がなくなることから、計画も終期を迎える。  
(3) 記念式典や記念事業は考えていないが、町内のお祭り、イベントに合併20周年記念を掲げ、住民が共有できる場をつくっていく。  
(4) 新たな「幕別町史」の編纂について具体的な計画はないが、開町150年の際に発刊するのがふさわしいものと考えており、引き続き関連資料等の収集・保存に努めていく。また、合併に関わる様々なエピソードを記録史として残すことは意義があると考え、形式を含め検討したい。

**問** 移住促進の取組の強化を

**答** 各種施策に取り組んでいる

**問** 幕別町においても人口減少が続く中で、十勝管内から

だけではなく北海道の内外から移住者を迎えることは重要な課題であると考える。

ついては、以下の点を伺う。

- (1) 幕別町の移住促進の取組は。
- (2) 幕別町内の移住体験住宅の整備状況は。

**町長**

(1) (2) 人口構造の若返りを図るため、若年層をメインターゲットに空き地・空き家バンクやUIJターン新規就業支援事業、マイホーム応援事業、結婚新生活支援事業、おためし暮らしなどを実施しており、令和7年3月にリニューアルした町ホームページにおいて、移住・定住を検討している方向けに特化したページを開設し、移住に関し必要な情報の効果的な発信に努めている。

これまで取り組んできた移住・定住施策と子育て支援策を一つのパッケージ施策として捉え、施策の展開を継続して進めていきたい。



野原 恵子 議員  
(日本共産党  
幕別町議員団)

**問**

従前、国民健康保険の保険者は市町村だったが、2018年から市町村と都道府県が共同保険者となった。北海道には179自治体があり、各自治体の保険税の算定基準の違いや、所得・医療費水準の地域差が大きいなどの課題が多くあるが、2030年までに「保険料水準の統一」を目指すとしている。

実施されると小規模自治体がこれまで努力してきた、保険事業等による医療費の抑制に向けた努力は意味がなくなってしまう、保険税の引き上げになる可能性がある。(1)令和12年の「保険料水準の統一」に向けて、町の保険税の推移は。(2)保険税負担軽減のために町独自の対策を講じる考えは。

**町長**

(1)今後も現行税率を維持した場合は、令和8年度末には基金が枯渇し、約3400万円の財源不足が生じる見込みと試算している。保険税の引上げは避けては通れないものと考えており、限りある基金を活用しながら急激な負担増とならないよう、7年度から段階的に保険税率の見直しを行うべく、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を提案した。

<b>問</b> 国民健康保険の都道府県単位化による課題	<b>答</b> 急激な負担増とならないよう、段階的に保険税率の見直しを行う
---------------------------------	---

【6年度（現行税率）と12年度（統一保険料率）の比較】

モデルケース	保険税（円）		
	令和6年度	令和12年度	増減
65歳以上の夫婦2人世帯 年金収入が200万円 5割軽減が適用となる場合	93,400	112,100	18,700
50歳代の単身世帯 給与収入が400万円の場合	329,000	409,200	80,200
50歳代の夫婦と、中学生と高校生の子が1人ずつの4人世帯 農業所得が500万円の場合	668,400	838,400	170,000

いものと考えており、限りある基金を活用しながら急激な負担増とならないよう、7年度から段階的に保険税率の見直しを行うべく、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を提案した。

**問**  
マイナ保険証の発行による不安解消を

適正な医療の提供を進めるために必要とされている

**答**

2024年12月2日から紙の保険証の新規発行が停止され、「マイナ保険証」への一本化が強行された。紙の保険証が廃止されたことに伴い、医療機関でのトラブルやマイナ保険証を持ち歩くことに対する不安の声が寄せられている。

(1)マイナ保険証について、認証トラブルなどの課題解決のために資格確認書を全員に発行する考えは。(2)紙の保険証の存続を国に求めていく考えは。

**町長**

(1)資格確認書は、国民健康保険法第9条第2項の規定に基づき、マイナンバーカードを保有していない方や、マイナンバーカードを保有している方も健康保険証利用登録をしていない方など、オンラインでの資格確認を受けることができない状況にある場合に限り交付するものである。法の規定により資格確認書の交付対象者は限定されているため、マイナ保険証を保有している方を含む国民健康保険被保険者の全員に資格確認書を交付する考えはない。

(2)マイナ保険証は、医療機関や薬局が、患者の直近の資格情報や過去の処方薬剤情報、特定健診情報等をオンラインで取得することにより、総合的な診断や重複する投薬を回避するなど、適正な医療の提供を進めるために必要とされている。

マイナ保険証を保有していない方や、マイナンバーカードを保有していても健康保険証利用登録をしていない方などに対し、当分の間、紙の保険証に代わるものとして資格確認書を保険者において職権で交付することとしていることから、町として、紙の保険証の存続を国に求める考えはない。



岡本真利子 議員  
(政清会)

**問** 子育て支援の充実を  
**答** 「こどもまんなか社会」の実現に向け、取組を進めていく

**問** 子育て支援は、子どもの健全な成長や社会への貢献を推進し社会全体の福祉向上や経済成長に繋げるものであり、その重要性は社会的、経済的な要因だけではない。

子育て支援が不十分な場合には子どもの虐待、いじめなど心の問題の増加という社会問題の原因にもなり得ることから、以下について伺う。

- (1) 新生児聴覚検査
- ① 令和7年度の対象者数と対象となる検査は。
- ② 助成回数、助成金額、受診票の受取方法は。
- ③ 検査を受けられる医療機関は。
- ④ 地元以外での出産の対応は。
- ⑤ 検査後の支援体制は。
- (2) 乳幼児健康診査
- ① 1か月児健康診査の状況は。
- ② 5歳児健康診査の必要性について町の見解は。
- (3) 「こども家庭センター」を設置する考えは。

**町長**

国のこども大綱を踏まえ、子ども・若者の健やかな育ちを社会全体で支援する環境を推進し「こどもまんなか社会」の実現に向け、令和7年度からの5年間を計画期間とする「幕別町こども計画」を策定したところである。

(1) ① 新生児135人を見込んでおり、道の要綱に基づき自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)または耳音響放射検査(OAE)として

② 初回検査に要した費用の全額を助成し、管内の医療機関は5500円となっている。町に対し妊娠の届出を行った際に母子健康手帳の発行と併せて受診票を交付する予定である。

③ 道内で産科を有する70のすべての医療機関を含む79の医療機関で検査を受けられる。十勝管内ではJA北海道厚生連帯広厚生病院、医療法人社団慶愛 慶愛病院、社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院、公立芽室病院の4医療機

関となる。(令和6年4月1日時点)

④ 道内で出産する場合は、協定に基づく受託医療機関で検査を実施することが可能。道外の医療機関で出産する場合は、検査に要した費用がわかる領収書や検査結果の写しを添付して、町に申請することで償還払いにより費用を助成する予定である。

⑤ 精密検査を行った場合は、受託医療機関から町に対し検査結果が通知される。必要に応じて家庭訪問を実施し、該当児童の保護者に対し、専門機関による早期療育等の情報提供を行っていく。

(2) ① 令和7年2月末までの5か月の間の受診者数は37人で、検査の対象となる出生児は全員受診している。

② 令和7年1月末現在、町内の5歳児182人中181人(99.5%)が保育所等に通所しており、日常生活の中で子どもの状況の把握に努めている。

護者からの相談を受けるほか、巡回相談をはじめ定期的に保育所等を訪問し、支援を必要とする児童の早期発見とその療育に努めていることから、5歳児健康診査を実施する考えはない。

(3) 本町では、こども課に「幕別町子ども家庭総合支援拠点」を設置し、保育士等を子ども家庭支援員として配置して、育児やしつけ、子育てに関する悩み、家庭環境や経済状況など養育環境全般にわたる相談を受け、必要に応じて子育て世代包括支援センターや児童相談所等関係機関と連携しながら支援に努めてきた。

その後、改正児童福祉法(令和6年4月1日から施行)により、母子保健機能である子育て世代包括支援センターと児童福祉機能である子ども家庭総合支援拠点を廃止し、両機能を有する組織としてすべての妊産婦や子育て世帯、児童へ包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされたところである。

本町としては、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化と事業の拡充を行うべく、令和8年4月の設置に向けて準備を進めていく。

さらに発達支援センターでは、健診の際の問診や不安を抱える保



酒井はやみ 議員  
(日本共産党  
幕別町議員団)

**問** 義務教育学校開校に向けた取組について

**答** 児童生徒の意見を聞き取りながら開校に向けた準備を進める



**問** 令和8年度からの義務教育学校「まくべつ学園」が、

児童生徒の声を十分反映し、「通いたくなる学校」「居心地のよい学校」としてスタートし、運営されることが期待される。以下伺う。  
 (1)子どもたちから「どんな学校にしたいか」についてどのような意見が出され、活かされているか。  
 (2)5、6年生のリーダーシップを発揮する機会について、どのように議論し対策を検討しているか。  
 (3)学年区分や授業時間、テストの導入について、どのように議論され決定されているか。  
 (4)開校後の心のケアのサポート体制は。



**教育長**

(1)令和6年4月に実施したアンケートの自由意見には、低学年の「仲よく」「楽しく」、中・高学年は、1年生から9年生の義務教育学校を意識したもの、中学校では、小中学校の関わりや交流についての意見が多かった。  
 施設や遊具に関する意見等は、

改修工事や外構工事の参考にした  
いと考えている。

(2)異なる学年が学習や活動を共に  
行う場を積極的に設け、上級生が  
下級生をサポートする仕組みを取  
り組むことにより、リーダーシッ  
プを育む環境を確保し、成長の機  
会が得られるものと考えている。  
 (3)まくべつ学園の教職員で構成す  
る開校部会において、教育課程区  
分は、初等部4年、中等部3年、  
高等部2年とする4・3・2制を導  
入することとし、開校準備委員会  
に諮り決定した。

教科担任制を中等部からさらに  
拡大し、50分授業とすることで振  
り返りや復習を丁寧に行うなど、  
学力向上と小・中学校間の円滑な  
接続に取り組むと伺っている。  
 テストや学校行事などは、開校  
部会でさらに検討を重ね、議論が  
進められるものと考えている。

(4)必要に応じて個別に面談を行  
い、スクールカウンセラー等を活  
用するなど、必要な支援を行って  
いきたい。



**問** 不登校の子どもに寄り添った  
支援を

**答** 関係機関と連携を図りなが  
ら対応していきたい



**問** 不登校の児童生徒が  
34万6482人と、11年連  
続で過去最多となった。幕別町で  
も令和5年度は58人と前年度に比  
べ11人増加し、増加傾向にある。

それぞれ児童生徒と保護者に寄  
り添い、学びの場を保障するとと  
もに、すべての子どもが安心して  
通える学校づくりが求められる。  
 (1)不登校児童生徒の今年度の見通  
しも含めた過去の推移は。  
 (2)子ども交流施設「まつく・ぎ・  
まつく」、不登校親子まなびサロ  
ン「Nanmo」の利用状況は。  
 (3)フリースクールへの通学を援助  
する考えは。

(4)すべての子どもが安心して通え  
る学校づくりに向け、どう取り組  
むのか。



**教育長**

(1)過去5年間における不登校児童  
生徒数の推移

年度	小学校	中学校	合計
令和元年度	6人校 (1校)	29人校 (5校)	35人校 (6校)
令和2年度	5人校 (1校)	27人校 (3校)	32人校 (4校)
令和3年度	6人校 (5校)	47人校 (4校)	53人校 (9校)
令和4年度	6人校 (3校)	41人校 (5校)	47人校 (8校)
令和5年度	13人校 (5校)	45人校 (5校)	58人校 (10校)
令和6年度 (R7.1月末現在)	27人校 (6校)	46人校 (5校)	73人校 (11校)

(2)「まつく・ぎ・まつく」の恒常  
の利用者は、令和4年度は小学  
生1人、中学生8人、5年度は小学  
生1人、中学生7人、6年度(1  
月末現在)は小学生2人、中学生  
5人。「Nanmo」の平均参加  
者数は3人程度となっている。  
 (3)現在のところ交通費を支援する  
考えはない。  
 (4)学校と十分に連携して環境を整  
え、関係機関と一層連携を図りな  
がら対応していきたい。



**再質問**

不登校で苦しむ子どもたちをこ  
れ以上増やさず、誰もが通える学  
校づくりを進めるために、町とし  
て議論の場を設置する考えは。



**答**

引き続き学校現場と情報共有し  
ながら、きめ細かく対応してい  
きたい。



塚本 逸彦 議員  
(政清会)



公共施設への太陽光発電設備の導入に向けて、適切な運用について伺う。

- (1) 太陽光パネルの設置に関する町民への説明状況は。
- (2) PPA事業(※1)として進められているが、事業者の説明責任はどのように確保されているか。
- (3) 太陽光パネルの設置に伴う景観への影響に対する対応策はどのように考えているか。
- (4) 更新や廃棄の方法、費用負担を含めた長期的な計画を策定する考えは。

**町長**

(1) 令和6年9月に忠類地域の設置計画について、11月に地区別町内連絡会議で全体計画について説明を行った。今後事業を実施する際は、必要に応じ住民に説明を行っていききたい。

PPAは、町が事業可能性等を判断し、その実施を事業者に行ってもらうものであることから、PPA事業者が直接町民等への説明

**問 太陽光発電設備の導入に向けて適切な運用を**

**答 町が計画段階において責任をもって取り組んでいく**

を行うことはないが、町が計画段階で責任をもって周辺環境に配慮した設置となるよう取り組んでいきたい。

- (3) 現在計画中の太陽光発電設備の設置は、次の3パターンを検討している。①屋根上に設置する場合は、建物への影響や反射光を調査し、必要に応じて防眩性の高いパネルの設置を検討。②駐車場施設に設置にする場合は、周辺に対する反射光を考慮して防眩性の高いパネルの設置を検討。③土地に直接設置する「野立て」の場合は、周辺環境に配慮した高さや防眩パネルを使用し、柵のデザインや色彩にも景観に配慮した設置を検討。
- (4) 太陽光パネルの設置は、単年度の財政負担が大きくなるまいよう、主にPPA事業の導入により20年間の設備利用とする計画としており、利用後の設備の廃棄についてはPPA事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに基づく産業廃棄物として、適切に処分するものと考えている。

(※1) PPAとは「電気購入契約」の意味をもち、太陽光発電設備の設置およびメンテナンスを事業者が行い、発電された電気を購入する契約を結ぶ手法

**問 太陽光発電設備に関する自治体独自の条例制定を**

事前に事業内容などが把握できるため、条例の制定は考えていない



太陽光パネルの適切な設置、運営管理を規制する条例を制定する考えは。

**町長**

本町は令和6年2月に「幕別町地球温暖化対策実行計画」を策定し、国の地域脱炭素化促進事業制度に基づいて再エネ導入区域を設定したゾーンニングマップを作成した。このマップはエリアを「保全エリア」、「調整エリア」、「事業可能性エリア」、「促進エリア」の4つに区分し、再エネ導入の適地誘導を図るものである。国の法改正

**再質問**

相談に来て頂いてからではなく予め条例を作ることで町としての設置要件を具体的に明示できるのではないかと。

**答**

条例を制定して町の姿勢を示すことは大切なことではあるが、実際に条例を制定することで、罰則や禁止効果といった抑止力があるかという点、そうではない。業者との対話で解決し、現状のままでも十分対応できると考えている。

により、事業者は事前に設備設置周辺地域住民への説明会の開催がF I T 認定の条件とされたことから、市町村に対して事業内容や説明会対象住民の範囲などを相談することとなっている。このことから、事前相談があった事業予定地が、本町で設定したゾーンニング区分のどのエリアに該当するかを確認し、当該エリアの内容を説明するとともに、説明会の開催範囲を定め、事業者に文書で回答する手法で再エネ事業を実施していることから、事前に事業内容などが把握でき、事業者と相談がなされる仕組みとなっているため、現段階では条例の制定については考えていない。



中橋 友子 議員  
(副議長)



**問** 物価高騰が続く一方、実質賃金は下がり続けている。事業者も人件費や原材料の高騰の上、金利引き上げなど厳しい現状にある。道内の休業業は昨年2976件にもなるが幕別の現状と対策を伺う。

- (1)事業所の閉鎖、倒産の現状と支援策は。
- (2)ゼロカーボン事業推進総合補助金の実績と幕別町住宅リフォーム奨励事業の復活を。
- (3)町の委託・指定管理事業者、会計年度任用職員の処遇改善は。



**町長** (1)企業信用調査会社の調査によると、昨年倒産した企業は十勝管内で13件あったが、本町では倒産した企業はなかった。

これまで主な事業者支援として、宿泊費助成事業、商品券発行事業などの経済対策や中小企業への融資および創業等支援、更には町商工会と連携したまくPay利用促進、酪農・畜産経営者への支

**問 実質賃金マイナスと物価高騰の影響について**  
**答 関係機関と連携しながら、必要な施策を講じていきたい**

援を行った。町内事業者の事業継続と健全な発展に向けて、関係機関と連携しながら、必要な施策を講じていきたい。

- (2)ゼロカーボン推進総合補助金は省エネ機器の導入や太陽光発電システムなどの設置に対する支援として、補助金合計で147件1321万2千円を交付した(令和6年度実績)。令和6年8月に創設した同補助金は「住宅リフォーム奨励事業」の目的を継承しつつ、ゼロカーボンの達成に重点を置く制度に組立て直しを行っている。
- (3)本町の委託業務の発注は、国の提示する労務単価を用いて積算している。指定管理者制度の運用は、指定管理期間中の賃金水準の変動に伴う人件費の変動を見込んでいるが、他の経費の構成割合を勘案しつつ、指定管理業務のリスク分担の在り方を調査研究をしていきたい。会計年度任用職員の処遇は人事院勧告や近隣市町村の状況を勘案して実施しており、適宜、処遇改善に努めていきたい。



**問** 今年是被爆80年、「幕別町平和非核宣言」から40年の節目の年。町議会は2017年に「核兵器禁止条約に調印すること

<b>問</b> 被爆80年、幕別町平和非核宣言40年、町民と共に平和事業の推進を	<b>答</b> 平和非核宣言の精神の下、引き続き平和事業に取り組んでいく
---	---------------------------------------

- を求める意見書」を提出しているが国は未だ批准していない。核廃絶を目指すために、以下伺う。
- (1)これまでの核廃絶に向けた町の取り組みと評価は。
- (2)節目の年に沿う平和事業の推進を。
- (3)国に対して核兵器禁止条約に参加するよう働きかけを。



**町長** (1)本町では平和非核宣言の看板を町内4か所に設置しているほか、毎年開催している原爆パネル展は、本年度から原水爆禁止幕別協議会との共催により行い、更なる

事業の拡充を図った。  
(2)これまで実施している平和事業に加え、広報紙への掲載、原爆パネル展でのポスター掲示等、宣言の制定40年を周知していきたい。  
(3)本町が加盟する平和首長会議が取りまとめる「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動への参加など、平和首長会議の一員として、国に対して核兵器禁止条約への参加を働きかけていきたい。



**問** 核のゴミの最終処分場について

**答** 将来世代に負担を先送りすることのないよう社会全体の問題として捉えていく



**問** 原発から出る高レベル放射性廃棄物を北海道に持ち込む計画がある。地震国日本どこにも適地はなく、中止を求めべきである。



**町長** 「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」の中で、「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」としており、本町においても道条例の趣旨を尊重すべき考えである。将来世代に負担を先送りすることのないよう、社会全体の問題として捉えていく。



荒 貴賀 議員  
(日本共産党  
幕別町議員団)

問 上下水道施設の適切な維持管理について

答 今後国から示される点検内容に沿って管路の点検を実施する

**問** 埼玉県八潮市の道路陥没事故は老朽化するインフラの深刻な課題を浮き彫りにした。下水道管の標準耐用年数は50年とされ、下水道法施行令では腐食の恐れが大きい箇所は5年に1回以上の適切な頻度で点検を行うことと規定されているが、八潮市の下水道管は2021年の点検では「直ちに工事の必要なし」と判定されたとの報道もあり、点検の期間・方法の見直しを含め、老朽化するインフラの対応は急務である。町の上下水道の維持管理について以下伺う。

(1) 上下水道の老朽化の現状は。また、更新状況と今後の管理・点検は。  
(2) 耐震化の進捗状況は。

**町長**

(1) 水道管の老朽化の現状は、令和5年度末現在で、上水道・簡易水道ともに法定耐用年数の40年を超える管路経年化率は22・5%となっている。下水道管の現状は、公

共下水道・農業集落排水の下水道管において、標準耐用年数の50年を超える管は現時点ではない。

更新状況は水道管の過去3年間の更新実績の合計で、上水道事業3974メートル、簡易水道事業1万653メートル、合計1万4627メートルとなっている。下水道管の過去3年間の更新実績はない。

今後の管理・点検について、水道管は毎年度漏水調査を実施しているところであるが、今後は漏水検知機器などの先進技術を活用し、より効率的で効果的な管理・点検となるよう努めていきたい。下水道管は、省令の規定に基づき令和3年度に調査し、異常がないという判定結果であったが、今後国から示される点検内容に沿って管路の点検を実施していく。

(2) 水道施設の耐震化は、更新が完了した施設もあるが、町の総合計画に位置付けた上で耐震詳細診断を実施し、耐震性が不足する場合には耐震補強などの対策を行っていく。なお、水道施設の建築物は、

令和5年度に耐震診断を実施し、耐震性を有していることを確認している。水道管の耐震化状況は、上水道の耐震適合率は14・2%、簡易水道で12・0%となっている。

下水道施設の耐震化は、札内中継ポンプ場について令和7年度に耐震診断を実施の上、耐震性が不足する場合には、耐震化を進めていく。下水道管の耐震化状況は、公共下水道の耐震適合率は12・1%、農業集落排水で19・0%となっている。今後は、上下水道の管路について避難所等の重要施設につながる管路を優先的に耐震化し、ライフラインの強靱化を図ることで災害に強いまちづくりを努めていきたい。

**問** スファイア基準に基づく避難所の運営について

**答** 一人当たり3・5㎡の居住面積は基準として導入予定

**問**

昨年12月に「避難所運営等生活支援のためのガイドライン」、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

および「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定し、避難所における質の向上の実現を図るかた、初めて「スファイア基準」が明記された。基準に基づく避難所運営を行う考えは。

**町長**

国の方針の見直しにより、一人当たりの居住面積3・5㎡の基準での防災計画の見直しを考えている。今後においても改定された国の指針に基づき良好な生活環境の確保に向けた、避難所の運営・管理体制の充実・強化に取り組んでいきたい。

**再質問**

町には一部の備品の整備が無く、避難所設置の際、問題が生じるが、備蓄の見直しの考えは。また、避難所の環境を考えてエアコンを導入する考えは。

**答**

新たな備蓄品として大型扇風機、使い捨てカイロの配備するほか、段ボールベッド、毛布および灯油ストーブなどの数量の拡充を図っていく。エアコンは今後必要なものとして認識しているが、避難者の受入れ面積の確保という課題と調整しながら、今後の快適空間作りについて検討していきたい。